

通所リハビリテーション 料金一覧表 (2021.04.01)

介護老人保健施設 音羽えびすの郷

通所リハビリ利用 (一日当たり) 半日コース (3時間以上4時間未満)

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険施設サービス費	1割	537円	623円	709円	820円	928円
	2割	1073円	1,246円	1,417円	1,639円	1,856円
	3割	1,609円	1,869円	2,125円	2,458円	2,784円

※午後ご利用の方のみ、おやつ代150円

通所リハビリ利用 (一日当たり) 一日コース (6時間以上7時間未満)

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険施設サービス費	1割	789円	937円	1,082円	1,254円	1,422円
	2割	1,577円	1,874円	2,163円	2,507円	2,844円
	3割	2,365円	2,811円	3,244円	3,760円	4,266円
食費		870円 (おやつ代を含む)				

加算項目

入浴介助加算 (I)	1割	45円	1回につき	当該基準による入浴介助を行った場合に算定されます。
	2割	89円		
	3割	134円		
リハビリテーション マネジメント加算 (A)イ	1割	622円 (6ヶ月まで) 267円 (6ヶ月以降)	1月につき	①医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行うこと。さらに医師の指示内容を記録すること。 ②リハビリテーション会議(テレビ電話可)を開催して、利用者の状況等を構成員と共有し、会議内容を記録すること。 ③3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画書を見直すこと。 ④PT、OT又はSTが、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。 ⑤PT、OT又はSTが(指定居宅サービスの従業者と)利用者の居宅を訪問し、その家族(当該従業者)に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 ⑥リハビリテーション計画について、計画作成に関与したPT、OT又はSTが説明し、同意を得るとともに、医師へ報告すること。 ⑦上記に適合することを確認し、記録すること。 以上の要件を満たした場合、算定されます。
	2割	1,244円 (6ヶ月まで) 533円 (6ヶ月以降)		
	3割	1,865円 (6ヶ月まで) 800円 (6ヶ月以降)		

リハビリテーション マネジメント加算 (A)ロ	1割	659円 (6ヶ月まで) 303円 (6ヶ月以降)	1月につき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算(A)イの要件に適合すること。</li> <li>・利用者毎の通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提出に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (CHASE・VISIT へのデータ提出とフィードバックの活用)</li> </ul>
	2割	1,317円 (6ヶ月まで) 606円 (6ヶ月以降)		
	3割	1,975円 (6ヶ月まで) 909円 (6ヶ月以降)		
リハビリテーション マネジメント加算 (B)イ	1割	922円 (6ヶ月まで) 567円 (6ヶ月以降)	1月につき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算(A)イの①～⑤の要件に適合すること。</li> <li>・リハビリテーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること。</li> <li>・上記に適合することを確認し、記録すること。</li> </ul>
	2割	1,843円 (6ヶ月まで) 1,133円 (6ヶ月以降)		
	3割	2,764円 (6ヶ月まで) 1,699円 (6ヶ月以降)		
リハビリテーション マネジメント加算 (B)ロ	1割	958円 (6ヶ月まで) 603円 (6ヶ月以降)	1月につき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算(B)イの要件に適合すること。</li> <li>・利用者毎の通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (CHASE・VISIT へのデータ提出とフィードバックの活用)</li> </ul>
	2割	1,916円 (6ヶ月まで) 1,206円 (6ヶ月以降)		
	3割	2,874円 (6ヶ月まで) 1,809円 (6ヶ月以降)		
短期集中個別 リハビリテーション 実施加算	1割	123円	1回につき	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等がその退院・退所日から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを個別に行った場合に算定されます。
	2割	245円		
	3割	367円		
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算 I	1割	267円	1回につき (週2回まで) (3ヵ月限度)	認知症であると医師が判断した方であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された方に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等がその退院・退所日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的な個別リハビリテーションを個別に行った場合に算定されます。
	2割	533円		
	3割	800円		

認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算Ⅱ	1割	2,132円	1月につき (4回以上) (3ヵ月限度)	上記加算Ⅰ要件のうち、3月以内の期間に月4回以上リハビリテーションを実施し、その内容の実施頻度、実施場所、及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成した場合に算定されます。
	2割	4,263円		
	3割	6,394円		
栄養改善加算	1割	222円	月2回限度 (原則3ヵ月)	低栄養状態にある方又はそのおそれのある方に対し、当該利用者の低栄養状態の改善を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められる場合・栄養改善サービスの提供にあたり、必要に応じ居宅を訪問した場合に算定されます。 *原則、3ヵ月間が限度ですが、引き続き行う必要があると認められる場合は、継続して算定が可能です。
	2割	444円		
	3割	666円		
栄養アセスメント 加算	1割	56円	1月につき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること</li> <li>・利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の物が共同して栄養アセスメントを実施し当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</li> <li>・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)</li> </ul>
	2割	111円		
	3割	167円		
口腔・栄養 スクリーニング 加算(Ⅰ)	1割	23円	1回 (6か月に 1回を限度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔機能が低下している方又はそのおそれのある方に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められる場合に算定されます。(口腔機能向上サービス)</li> <li>*原則、3ヶ月間が限度ですが、引き続き行う必要があると認められる場合は、継続して算定が可能です。</li> </ul>
	2割	45円		
	3割	67円		
口腔・栄養 スクリーニング 加算(Ⅱ)	1割	6円	1回 (6か月に 1回を限度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報、そのほか口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定されます。</li> </ul>
	2割	11円		
	3割	17円		
口腔機能向上加算 (Ⅰ)	1割	167円	月2回限度 (原則3ヵ月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔機能が低下している方又はそのおそれのある方に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められる場合に算定されます。(口腔機能向上サービス)</li> <li>*原則、3ヶ月間が限度ですが、引き続き行う必要があると認められる場合は、継続して算定が可能です。</li> </ul>
	2割	333円		
	3割	500円		
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	1割	178円	月2回限度 (原則3ヵ月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報、そのほか口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定されます。</li> </ul>
	2割	356円		
	3割	533円		

重度療養管理加算	1割	111円	1回につき	<p>要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5の方で、別に厚生労働大臣が認める状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理のもとリハビリを行った場合に算定されます。</p> <p>(注) 別に厚生労働大臣が定める状態の内容は以下のとおりです。</p> <p>イ：常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</p> <p>ロ：呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</p> <p>ハ：中心静脈注射を実施している状態</p> <p>ニ：人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</p> <p>ホ：重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</p> <p>ヘ：膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</p> <p>ト：経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態</p> <p>チ：褥瘡に対する治療を実施している状態</p> <p>リ：気管切開が行われている状態</p>
	2割	222円		
	3割	333円		
中重度ケア体制加算	1割	23円	1回につき	<p>厚生大臣が定める看護職員を含む職員配置基準を満たし、また利用者数のうちに占める要介護3以上の利用者の割合が基準を満たす場合算定されます。</p>
	2割	45円		
	3割	67円		
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1割	1,388円 (6ヵ月以内)	1月につき	<p>①生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識もしくは経験を有する作業療法士、またはそれに係る研修を修了した理学療法士もしくは言語聴覚士を配置</p> <p>②リハビリの目標と実施頻度・場所・時間等が記載されたリハビリ計画をあらかじめ定めて実施</p> <p>③計画で定めたリハビリの実施期間中に、通所リハビリの提供終了日前1月以内に、リハビリ会議を開催し目標達成状況を報告</p> <p>④通所リハビリのリハビリテーションマネジメント加算(A)・(B)のいずれかを算定</p> <p>⑤事業所の医師または医師の指示を受けた理学療法士等が利用者宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施</p> <p>以上の要件を満たした場合、算定されます。</p>
	2割	2,775円 (6ヵ月以内)		
	3割	4,163円 (6ヵ月以内)		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1割	25円	1回につき	<p>①介護福祉士70%以上</p> <p>②勤続10年以上の介護福祉士が25%以上</p> <p>いずれかに該当した場合に算定されます。</p>
	2割	49円		
	3割	74円		
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1割	20円	1回につき	<p>介護福祉士を50%以上配置している場合に算定されます。</p>
	2割	40円		
	3割	60円		

リハビリテーション 提供体制加算	1割	14円 (3時間以上 4時間未満) 27円 (6時間以上 7時間未満)	1回につき	事業所において常時配置されている理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の合計数が、事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合、算定されます。
	2割	27円 (3時間以上 4時間未満) 54円 (6時間以上 7時間未満)		
	3割	40円 (3時間以上 4時間未満) 80円 (6時間以上 7時間未満)		
科学的介護 推進体制加算	1割	45円	1月につき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</li> <li>・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</li> </ul> 以上の要件を満たした場合、算定されます。
	2割	89円		
	3割	134円		
介護職員 処遇改善加算 (I)	各自負担		1月につき	厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の賃金等の改善等が実施されているため加算されます。 ※上記の利用料等から算定された自己負担額の4.7%になります。
介護職員等 特定処遇改善加算 (I)	各自負担		1月につき	厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の賃金等の改善等が実施されているため加算されます。 ※上記の利用料等から算定された自己負担額の2.0%になります。
送迎減算	1割	-53円	片道につき	事業者が送迎を実施していない場合(利用者自ら通う場合、家族が送迎を行う場合)は減算の対象となります。
	2割	-105円		
	3割	-157円		

※上記の金額は1日あたりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じる場合があります。ご了承ください。

※2021年4月～9月分は上記の金額の総額に新型コロナウイルス対策加算として0.1%上乘せされます。

# 介護予防通所リハビリテーション

## 基本部分

介護度		要支援 1	要支援 2
介護保険施設 サービス費	1割	2,279 円/月	4,439 円/月
	2割	4,558 円/月	8,878 円/月
	3割	6,837 円/月	13,317 円/月

※午後ご利用の方のみ、おやつ代 150 円

## 加算項目

運動器機能 向上加算	1割	250 円/月	利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションを行った場合に加算されます。
	2割	500 円/月	
	3割	750 円/月	
生活行為向上 リハビリ テーション 実施加算	1割	624 円/月 (6 か月以内)	①生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識もしくは経験を有する作業療法士、またはそれに係る研修を修了した理学療法士もしくは言語聴覚士を配置 ②リハビリの目標と実施頻度・場所・時間等が記載されたリハビリ計画をあらかじめ定めて実施 ③計画で定めたリハビリの実施期間中に、通所リハビリの提供終了日前 1 月以内に、リハビリ会議を開催し目標達成状況を報告 ④事業所の医師または医師の指示を受けた理学療法士等が利用者宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね 1 月に 1 回以上実施 以上の要件を満たした場合、算定されます。
	2割	1,248 円/月 (6 か月以内)	
	3割	1,872 円/月 (6 か月以内)	
若年性認知症 利用者受入加算	1割	267 円/月	若年性認知症の利用者に対するサービス提供を行なった場合に加算されます
	2割	533 円/月	
	3割	800 円/月	
栄養改善加算	1割	222 円/月	低栄養状態にある方又はそのおそれのある方に対して、栄養ケア計画を作成しサービス提供を行った場合に加算されます。
	2割	444 円/月	
	3割	666 円/月	

栄養 アセスメント 加算	1割	56円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること</li> <li>・利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の物が共同して栄養アセスメントを実施し当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</li> <li>・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (CHASE へのデータ提出とフィードバックの活用)</li> </ul>
	2割	111円/月	
	3割	167円/月	
口腔栄養 スクリーニング 加算Ⅰ	1割	23円/月	厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、加算されます。
	2割	45円/月	
	3割	67円/月	
口腔機能 向上加算Ⅰ	1割	167円/月	口腔機能が低下している方又はそのおそれのある方に対して、口腔清掃の指導若しくは摂食・嚥下訓練のサービス提供を行った場合に加算されます。
	2割	333円/月	
	3割	500円/月	
選択的サービス 複数実施加算Ⅰ	1割	533円/月	上記「運動器機能向上加算」「栄養改善加算」「口腔機能向上加算」のうちご利用者様に対し選択的サービスを2種類実施している場合に加算されます。
	2割	1,066円/月	
	3割	1,599円/月	
選択的サービス 複数実施加算Ⅱ	1割	777円/月	上記「運動器機能向上加算」「栄養改善加算」「口腔機能向上加算」のうちご利用者様に対し選択的サービスを3種類実施している場合に加算されます。
	2割	1,554円/月	
	3割	2,331円/月	
事業所 評価加算	1割	134円/月	厚生労働大臣の定める職員配置基準を満たす場合、算定されます。生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定する場合は算定できません。
	2割	267円/月	
	3割	400円/月	
科学的 介護推進 体制加算	1割	45円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</li> <li>・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</li> </ul> 以上の要件を満たした場合、算定されます。
	2割	89円/月	
	3割	134円/月	

サービス 提供体制 強化加算 ( I )	要支援 1	1 割	98 円 /月	厚生労働大臣が定める職員配置基準を満たすと加算されます。
		2 割	196 円 /月	
		3 割	293 円 /月	
	要支援 2	1 割	196 円 /月	
		2 割	391 円 /月	
		3 割	586 円 /月	
サービス 提供体制 強化加算 ( II )	要支援 1	1 割	80 円 /月	厚生労働大臣が定める職員配置基準を満たすと加算されます。
		2 割	160 円 /月	
		3 割	240 円 /月	
	要支援 2	1 割	160 円 /月	
		2 割	320 円 /月	
		3 割	480 円 /月	
12 月超減算	要支援 1	1 割	-23 円 /月	利用開始日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に利用した場合に減算されます。 (本取扱いは、2021 年 4 月から起算して 12 月を超える場合から適用されます。)
		2 割	-45 円 /月	
		3 割	-67 円 /月	
	要支援 2	1 割	-45 円 /月	
		2 割	-89 円 /月	
		3 割	-134 円 /月	
介護職員 処遇改善加算 ( I )	各自負担		厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の賃金等の改善等が実施されているため加算されます。 ※上記の利用料等から算定された自己負担額の 4.7%になります。	



<p>介護職員等 特定処遇改善加算 (I)</p>	<p>各自負担</p>	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の賃金等の改善等が実施されているため加算されます。 ※上記の利用料等から算定された自己負担額の2.0%になります。</p>
-----------------------------------	-------------	---

※2021年4月～9月分は上記の金額の総額に新型コロナウイルス対策加算として0.1%上乘せされます。

※実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じる場合があります。ご了承ください。

#### その他のサービス利用料

費 目	金 額	内容の説明
クラブ活動費	適時実費	利用者が行う書道、手芸、脳クラブ等のクラブ活動を行うために要する実費として算定します。
理美容代	2,750円～	ご希望により施設内で出張による調髪を受けられた方に実費として算定します。カットのみになります。
リハビリパンツ・パット代	実費	リハビリパンツ・パット代は実費として負担していただきます。(廃棄代を含む)

※クラブ活動費は、ご利用される方が選択することができます。

# 通所クラブ活動 参加費一覧

クラブ名	活動名	参加費	備考
元気！脳クラブ	元気！脳クラブ	100円～/回	鉛筆などの材料費を含む
絵画クラブ	カレンダー製作	100円～/1作品	色鉛筆などの材料費を含む
	季節のぬりえ	100円～/1作品	色鉛筆などの材料費を含む
生活クラブ	季節作品製作等	100円～/1作品	諸々の材料費を含む
書道クラブ	書道	300円～/回	書道道具・半紙・見本代を含む
手芸クラブ 創作クラブ	メタリックヤーン	1300円～/1作品	作品により金額は変動します。 【一例】 ・ネット1枚 400円 ・ヤーン糸1玉 750円 ・針 1本 100円 ・ソフトヤーン 350円 ・その他雑費あり
	ビーズクラフト	500円～/1作品	作品により金額は変動します。
	消しゴムはんこ	150円～/1作品	作品により金額は変動します。

※消費税などにより価格が変動する場合はそれに応じて費用も変わることがございます。

※作品により高額になる場合には、その都度ご案内をいたします。

※クラブ活動費の参考費用となりますので変更する場合があります。ご了承ください。

医療法人社団 日成会 音羽えびすの郷 通所リハビリテーション

〒112-0013 東京都文京区音羽 1-22-14

☎03-3941-0197